

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 子ども・子育て支援法施行令の一部改正関係（第一条関係）

一 子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）の規定に基づき、利用者負担の上限額を定めるところとする。

1 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担の上限額を定めることとする。（第四条関係）

2 特定教育・保育（支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けた場合に限る。）を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担の上限額を定めることとする。（第五条関係）

3 特別利用保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担の上限額を定めることとする。（第六条関係）

4 特別利用教育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担の上限額を定めることとする。（第七条関係）

5 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担の上限額を定めることとする。(第九条関係)

6 特定地域型保育(支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けた場合に限る。)を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担の上限額を定めることとする。(第十条関係)

7 特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担の上限額を定めることとする。(第十一条関係)

8 特定利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担の上限額を定めることとする。(第十二条関係)

9 特例保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者の利用者負担の上限額を定めることとする。(第十三条関係)

二 同一世帯内に複数の支給認定子ども等がいる場合の利用者負担の上限額の軽減措置について定めることとする。(第十四条関係)

三 支援法第六十七条第一項及び同法第六十八条第一項の規定に基づき、施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担割合について定めるとともに、施設型給付費等負担対象額の定義を行うこととする。(第二十三条関係)

四 災害等特別の事由がある支給認定保護者について支給する施設型給付費等についての特例等を定めることとする。(第二十四条関係)

五 地域子ども・子育て支援事業に係る都道府県及び国の負担について定めることとする。(第二十五条関係)

六 支援法第六十九条第一項第三号の政令で定める団体は、地方公務員等共済組合法に規定する特定地方独立行政法人等とすること、また、同項第四号の政令で定める団体は、国家公務員共済組合法に規定する行政執行法人等とすることを定めることとする。(第二十六条関係)

七 支援法の規定に基づき、拠出金の徴収について定めることとする。

1 支援法第七十条第二項に基づき定める拠出金率は千分の一・五とすることとする。(第二十七条関係)

2 支援法第七十一条第二項の政令で定める政府の権限は、法第六十九条第一項第一号に掲げる者から拠出金等を徴収する権限とすることを定めることとする。(第二十八条関係)

3 支援法第七十一条第三項の政令で定める日本年金機構へ委任する事務は、厚生年金保険法第八十一条の二及び第八十一条の二の二の規定による申出の受理等とすることを定めることとする。(第二十九条関係)

4 日本年金機構が国税滞納処分による処分等を行う場合には、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受けること等を定めることとする。(第三十条関係)

5 日本年金機構は滞納処分等の実施に関する規程を定めること等を定めることとする。(第三十一条関係)

6 日本年金機構は、滞納処分等に係る事務を行うため必要があると認めるときは、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることが出来ること等を定めることとする。(第三十二条関係)

7 支援法第七十一条第四項の政令で定める場合は、日本年金機構からの求めがあつた場合において、厚生労働大臣が必要があると認めるときとすることとする。(第三十三条関係)

8 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、支援法第七十一条第三項の規定による機構による国税滞納処分の場合による処分等について準用することとする。（第三十四条関係）

9 厚生労働大臣が支援法第七十一条第四項の規定により滞納処分等を行うこととした場合において、納付義務者が処分を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがある場合等に、滞納処分等の権限を財務大臣に委任出来ることを定めることとする。（第三十五条関係）

10 厚生年金保険法第百条の五第二項から第四項までの規定は、支援法第七十一条第四項の規定による財務大臣への権限の委任について準用することとする。（第三十六条関係）

11 財務大臣は、支援法第三十五条第一項の規定により委任された権限等を国税庁長官に委任すること、国税庁長官は財務大臣から委任された権限の全部を事務所の所在地を管轄する国税局長に委任すること等を定めることとする。（第三十七条及び第三十八条関係）

12 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、支援法第七十一条第八項の規定による機構への事務の委託について準用すること及びその場合の技術的読替えを定めることとする。（第三十九

条関係)

13 支援法第七十一条第九項の政令で定める法人は、日本私立学校振興・共済事業団及び支援法第六十条第一項第三号及び第四号の法律に基づく共済組合とすることを定めることとする。(第四十条関係)

14 支援法第七十一条第九項の規定による拠出金等の取立ては、前条に規定する法人が同法第六十九条第一項第二号等の法律に基づき掛金等を徴収する者について、当該掛金等の取立ての例に準じて行うものとすることを定めることとする。(第四十一条関係)

八 附則関係

1 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の児童手当法による拠出金等に係る支援法第三十五条の規定に関する経過措置を設けることとする。(附則第三条から第五条関係)

2 委託費の支払いに関する支援法第二十三条の規定の適用について必要な読替え規定を定めることと

する。

3 支援法附則第九条の施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置に関して、必要な読替え等を定めることとする。（附則第十二条から附則第十九条関係）

## 第二 児童手当法施行令の一部改正関係（第七条関係）

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）による改正前の児童手当法第二十条の拠出金に係る規定を削除する等の所要の規定の整備を行うこととする。

## 第三 特別会計に関する法律施行令の一部改正関係（第九条関係）

整備法による改正後の特別会計に関する法律において、年金特別会計を内閣総理大臣及び厚生労働大臣が法令で定めるところに従い、管理することとされているため、その管理に関する事務に係る規定を追加する等の所要の規定の整備を行うこととする。

第四 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

の一部改正関係（第十三条関係）

整備法による改正前の児童手当法の規定により発せられた厚生労働省令の効力及び同法の規定による児童手当に係る不正利得の徴収並びに整備法による改正前の特別会計に関する法律に基づく年金特別会計の平成二十六年度の決算等についての所要の経過措置を設けることとする。

第五 健康保険法施行令等の一部改正関係（第二条から第六条まで、第八条、第十条から第十二条まで及び第十四条関係）

健康保険法施行令等について、所要の規定の整備を行うこととする。

第六 施行期日等

- 一 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとする。（附則第一項関係）
- 二 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとする。（附則第二項関係）
- 三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令について、この政令の施行に伴い所要の規定の整備を行うこととする。（附則第三

項関係）